

金融商品取引法の一部を改正する法律案要綱

適格機関投資家等特例業務に関する特例制度をめぐる昨今の状況を踏まえ、成長資金の円滑な供給を確保しつつ、投資者の保護を図るため、適格機関投資家等特例業務を行う者について、一定の欠格事由を定め、契約の概要及びリスクを説明するための書面の契約締結前の交付の義務付け等を行うとともに、業務改善命令、業務停止命令等の監督上の処分を導入する等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法の改正を行うこととする。

一 金融商品取引法の一部改正

1. 金融商品取引業者に係る登録拒否事由の追加

適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から 5 年を経過しない者等を金融商品取引業の登録拒否事由に加えることとする。

(金融商品取引法第 29 条の 4 第 1 項第 1 号イ・ロ、第 2 号ニ～ヘ関係)

2. 業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧の方法の見直し

金融商品取引業者等に係る業務及び財産の状況に関する説明書類等について、インターネットを利用する方法により公表することもできることとする。

(金融商品取引法第 46 条の 4、第 47 条の 3、第 57 条の 4、
第 57 条の 16、第 66 条の 17、第 66 条の 18 関係)

3. 適格機関投資家等特例業務に関する特例等の見直し

(1) 適格機関投資家等特例業務として行うことのできる場合から、投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものを除外することとする。

(金融商品取引法第 63 条第 1 項第 1 号・第 2 号関係)

(2) 適格機関投資家等特例業務を行う者が届け出なければならない事項の見直し及び添付書類の追加等を行うとともに、適格機関投資家等特例業務を行ってはならない者として適格機関投資家等特例業務の廃止を命ぜられた日から 5 年を経過しない者等を定めることとする。

(金融商品取引法第 63 条第 2 項～第 7 項関係)

(3) 特例業務届出者は、適格機関投資家等特例業務のうち投資者の保護を図ることが特に必要なものを行う場合に、当該適格機関投資家等特例業務に係る契約の契約書の写しを内閣総理大臣に提出することとする。

(金融商品取引法第 63 条第 9 項・第 10 項関係)

(4) 特例業務届出者について、金融商品取引業者とみなして、顧客に契約の概要

やリスクを説明するための契約締結前の書面交付義務、適合性の原則等、必要な行為規制に関する規定を適用することとする。

(金融商品取引法第 63 条第 11 項関係)

(5) 特例業務届出者について、帳簿書類の作成及び保存、事業報告書の作成及び内閣総理大臣への提出、事業報告書に係る説明書類の縦覧等の規定の整備を行うこととする。 (金融商品取引法第 63 条の 4 関係)

(6) 内閣総理大臣は、特例業務届出者に対する監督上の処分として、業務改善命令、業務停止命令、業務廃止命令を行うことができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。 (金融商品取引法第 63 条の 5 関係)

(7) 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるとときは、特例業務届出者等に対し、報告若しくは資料の提出の命令又は検査を行うことができることとする。 (金融商品取引法第 63 条の 6 関係)

(8) 裁判所の禁止又は停止命令の対象に、適格機関投資家等特例業務等に係る業務執行が著しく適正を欠き、かつ、現に投資者の利益が著しく害されている場合等において、投資者の損害の拡大を防止する緊急の必要があるときにおける販売・勧誘行為を追加することとする。(金融商品取引法第 192 条第 1 項関係)

(9) 適格機関投資家等特例業務の届出をせず、又は虚偽の届出をした者等に係る罰則の強化等を行うこととする。

(金融商品取引法第 197 条の 2、第 198 条の 5、第 198 条の 6、第 205 条の 2 の 3、第 208 条、第 209 条関係)

4. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。 (附則第 1 条関係)

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。